

2022年8月30日

福島県知事
内堀 雅雄 様

日本共産党福島県議会議員団
団 長 神山 悦子
副 団 長 宮川えみ子
幹 事 長 宮本しづえ
政調会長 吉田 英策
副幹事長 大橋 沙織

2022年9月定例県議会に関する申し入れ

はじめに

新型コロナウイルス感染拡大の第7波は、全国の1日の新規感染者が連日20万人を超え、死者は今月23日に343人と1日の過去最多を更新、専門家からは今後各地でさらに死者が増える恐れが指摘されています。こうした死者急増の背景には、第6波の2倍を超える感染爆発による医療ひっ迫があります。救急搬送困難事例は過去最多レベルが続き、重症化リスクの高い高齢者施設でのクラスターも過去最多を更新し続け、死者増加の重大な要因となっています。

県内では今月18日、過去最多となる3,584人の感染を確認、8月の累計はすでに55,472人（8/25現在）と、7月1カ月（21,708人）の2.5倍超の感染者数となっており、入院者数は500人台で推移、確保病床使用率は77%に達するなど、医療体制は危機的状況が継続しています。また日々2万人を大きく超える方々が自宅で療養しており、県は発令中の「医療非常事態宣言」と合わせ「BA.5対策強化宣言」の延長を表明しました。

こうした中、岸田政権が、経済活動最優先で、感染抑止や医療体制強化の対策を何ら講ずることなく成り行きまかせの対応を続けていることは重大で、国会を開くべきとの野党の求めにも応じず、さらには医療機関の負担を理由に全数把握の方針を転換し、自治体へ丸投げするなど無責任の極みと言わざるを得ません。

また、物価高騰が暮らしを直撃し、消費者物価は2%を超す上昇が続いていますが、岸田政権の対応は極めて遅く不十分です。燃油価格の抑制や中小業者への支援金など緊急的な対策を講じるとともに、経済政策を転換し、働く人々の賃金を大幅に上げることが重要です。そして、多くの国々が実施しているように消費税の減税で暮らしと営業を守ることこそが求められており、政府はただちに5%に減税し、小規模事業者に多大な負担をもたらすインボイス制度導入は中止すべきです。

岸田首相は今月24日、電力需給のひっ迫やエネルギー安全保障対応を理由に、これまでに再稼働した10基に加え、来年の夏以降、新たに7基の原発再稼働を進める方針を示しました。さらにこれまで原発の新增設は「想定していない」としていましたが、次世代の原子炉の開発や建設を検討するとまで言及し、将来にわたり原発に依存し続ける姿勢を露骨に打ち出しました。福島原発事故への反省もなく、原発回帰の逆流は絶対に許されません。一方で政府と東京電力が、福島第一原発の燃料デブリの取り出し開始を再び延期、1年半先送りする方針を示したことは、廃炉作業の困難さを如実に示しており、こうした中での知事の汚染水

海洋放出設備への事前了解は、県民の理解と納得が得られるものでは決してありません。知事は、民意を真摯に受け止め、海洋放出方針に反対の立場を今こそ明確に表明すべきです。

直近の世論調査では、内閣支持率が軒並み下落・低迷しています。統一協会問題で政府・自民党が調査も説明もせず、関係を断ち切れない姿勢に国民の不信は募り、朝日新聞世論調査（8/27、28）では政府の対応を「評価する」は21%、「評価しない」が65%にのぼっています。知事も接点があったと報道されていることから、説明責任を果たすよう求めるものです。安倍元首相の国葬についても、時事通信世論調査（8/11）では「反対」47.3%、「賛成」30.5%、共同通信調査でも「納得できない」が56%です。法的根拠もなく、国民の評価が二分する安倍氏の国葬に多額の税金を投じることは許されません。知事は国葬への出席は見合わせるべきです。数々の課題で国民の疑念にこたえるため、政府は一刻も早く国会を召集し、審議を尽くすべきです。

8月3日、4日に発生した豪雨災害は、短時間にかつて経験したことのない降雨量が観測され各地に甚大な被害をもたらしました。党県議団は、7日に二本松市と喜多方市、23日に西会津町と磐梯町の現地調査を行い、被災自治体首長や被災されたみなさんから被害の実態、早期復旧と再発防止に向けた対策の要望を伺いました。異常気象への備えが重要です。

8月15日、77回目の終戦記念日を迎えました。今月は原水禁世界大会が3年ぶりに現地広島で開催され、核不拡散条約（NPT）再検討会議もニューヨークで開かれるなど、平和を希求する世界の流れが大きくなっています。ロシアのウクライナ侵略から半年が経過しましたが、悲惨な戦争の終わりが見えません。岸田首相は最重要課題のトップに軍事力の抜本的強化を掲げ、それと一体で改憲策動も加速する構えですが、戦争を起こさないために知恵と力を尽くすことが政治の責任です。

県は国待ちの姿勢では県民のいのちと暮らし、平和は守れないとの立場にたち、考え得るあらゆる方策をとるよう求めるものです。

以上の観点に立ち、9月定例県議会に関し下記の項目について要望します。

一、岸田政権と対峙し、原発ゼロ、県民のいのち、暮らし、平和・憲法守る県政に

- 1、岸田首相は、原発の新增設と再稼働、運転期間原則40年の老朽原発を60年、さらにそれ以上延長すると表明したが、未曾有の原発事故被害を今も受け続けている県民の実態をみれば、原発への回帰は許されない。知事は、原発の新增設と再稼働等に明確に反対し、原発ゼロを強く求めること。国産の再生可能エネルギーの割合こそ抜本的に増やすよう、国のエネルギー基本計画の見直しを求めること。
- 2、漁業者との約束を反故にし、国は来春の汚染水海洋放出方針を決定したが、漁業者をはじめ多くの県民は今も反対を表明している。知事は、汚染水・処理水の海洋放出方針の撤回を国に求めること。
- 3、新型コロナウイルス感染症について、国は、無為無策のまま医療ひっ迫を招き、陽性者の全数把握の方針を大きく転換しようとしている。地方自治体にコロナ感染症対策を丸投げすることは許されず、国の責任で陽性者の全数把握継続と、検査・医療機関への支援、保健所体制の抜本的強化を求めること。県としても、体制の強化を図ること。
- 4、ロシアによるウクライナ軍事侵略から半年が経過したが、岸田政権はこれに乗じて台湾有事も視野に、来年度以降の防衛予算を大幅に増額する方針だが、「軍事対軍事」では何も解決しない。憲法9条を生かした外交努力を行い、食料・エネルギーを国産で賄うこと

が国民にとっての真の安全保障である。国に対し、軍事費 2 倍化をやめ、農林水産業予算と中小企業予算の大幅拡充、医療・福祉などの社会保障予算、教育予算の大幅増額を国に求めること。

- 5、ロシアのプーチン政権が、核兵器の先制使用を表明するなど、核兵器使用の危険がかつてなく迫っている。唯一の戦争被爆国として、国連の核兵器禁止条約に署名・批准するよう政府に強く求めること。
- 6、気候危機は、本県にも異常気象をもたらし、線状降水帯等による豪雨災害は今後も頻発することが予想される。国に対し、激甚災害や災害救助法の柔軟な適用と基準等の見直しを求めること。さらに、特別交付税の前倒し交付・補てん、J R 磐越西線の早期復旧、災害を口実に廃線しないよう国・J R に求めること。県としても、農地等の早期復旧と農作物への減収補てん、被災住民の負担軽減のため、市町村と連携し支援すること。
- 7、戦前の国葬令は、すでに 1947 年に失効しており、現憲法下での国葬規定はない。弔意の強要や教育行政等における反旗の掲揚は、憲法 19 条の「内心の自由」に抵触することから行わないこと。安倍元首相の評価についても国民世論は二分している。国に、国葬中止を求めること。知事は国葬への参加を見合わせること。
- 8、旧統一協会は、靈感商法や集団結婚など、国民に甚大な被害を与えている反社会的カルト集団であり、さらに、これと表裏一体に国際勝共連合の政治組織をつくり、自民党と一体に政治を歪めてきた。内堀知事も、旧統一協会と関わりがあったとの報道があるが、自ら県民に明らかにするとともに、今後は関係を断つこと。
- 9、マイナンバーカードの取得率に応じ、地方交付税に差を設けるとする国の方針を撤回するよう求めること。
- 10、行政のデジタル化に伴う個人情報保護法の 2023 年 4 月 1 日施行に向け、個人情報管理の一元化が実施されようとしていることは問題である。県は個人情報保護の立場から自主的な判断で個人情報の保護に努めること。

二、新型コロナ・物価高騰から県民生活と中小業者の営業守る対策を

(1) 営業と雇用を守ることについて

- 1、中小事業者は、コロナ危機に加え、ウクライナ問題で原材料・燃料など物価高騰のダブルパンチで苦しんでいる。7 月のコロナ関連の中小企業の倒産が過去最高になったと報道された。コロナ関連融資は既に全国で 55 兆円、県内でも 612 億円に上り、今後この償還が経営を脅かすことが懸念される。
事業継続のため借り換え融資に留めず、返済免除、軽減等で事業者を救済するよう国に制度の創設を求めること。
- 2、行動制限がない下では協力金等の支給も行われないため、事業者の減収補てんがなく経営が苦境に立たされている。国に減収補てんの支援策を求めるとともに、県としても独自に支援すること。
- 3、雇用調整助成金、休業支援金の継続を国に求めること。
- 4、最低賃金を全国一律時給 1,500 円にするよう国に求めること。
- 5、消費税の減税とインボイス制度の中止を国に求めること。

(2) 生活困窮者対策及び社会保障の充実について

- 1、物価高騰対策として住民税非課税世帯に限定せず、給付金を支給するよう国に求めること。県も県民に支給すること。
- 2、マクロ経済スライドに基づく年金支給額カット、10月からの後期高齢者医療費窓口負担2倍化など、社会保障の削減を中止し、拡充を図るよう国に求めること。
- 3、生活保護は権利であることを県政だより等を通じて広く県民に周知し、申請に結び付けること。急激な物価高騰を踏まえ、生活保護基準を引き上げるよう国に求めること。
- 4、気候危機で猛暑が続く中、生活保護・低所得世帯へのクーラー設置を支援すること。
- 5、低所得者のための社会福祉資金の緊急小口資金、総合支援資金の融資について、申請受付を継続するとともに、償還開始の延期、償還免除の対象を拡充すること。

三、新型コロナウイルス感染症対策、福祉型県政へ転換を

(1) 感染者の適切な把握とその対応について

- 1、国は新型コロナ感染症の感染者全数把握を見直し、詳細把握は都道府県の判断で行っても良いとする方針を示した。県は方針決定に当たり、全ての感染者を把握し支援する立場に立ち、そのために必要な対策を講じること。
- 2、感染者数が3,000人台の高水準で高止まりしている状況を踏まえて、医療機関の報告事務を簡素化するとともに、事務職員を配置する医療機関への支援を行うこと。他県で進められているデジタルを活用した報告事務の負担軽減策を本県でも導入すること。
- 3、保健所機能も破綻寸前となっていることから、事務職員の増員など職員体制を強化すること。本庁の県コロナ対策本部は、兼任から専任の職員体制を確立すること。
- 4、南会津保健福祉事務所所長が兼務で実質不在の状態を早期に解消すること。
- 5、いわき市等の中核市保健所に県の支援を行うこと。
- 6、急増する感染者を抑制するため、県民への行動制限等の有効な対策を検討すること。

(2) 検査体制の強化について

- 1、コロナ一般検査を受け入れている事業所で検査キットの不足が起きていることから、検査キットを十分に確保すること。
- 2、国はコロナ抗原定性検査の検査キットのネット販売を認める方向で検討しているが、信頼度が低い粗悪品が出回る危険性も懸念されている。不安を抱える県民がいつでも安心して検査ができるように、国の責任で一般薬局等での検査キットの無償配布を行うよう求めること。現在行われている一般検査のPCR検査申し込み方法の簡素化を図ること。
- 3、医療機関、学校、介護施設等の社会福祉施設でのクラスターが相次いで発生していることから、これら施設での定期的なPCR検査を県の責任で行うこと。

(3) 医療提供体制の強化について

- 1、発熱外来に症状がある患者が殺到しているため、国は、都道府県にオンライン診療の導入を要請している。県陽性者登録センターができて薬は処方されないが、オンライン診療なら薬も処方できるメリットがあることから、初診時は避けつつ、導入を進めること。
- 2、コロナ感染者の急増で、県は医療非常事態宣言を行ったが、病床使用率は7割を超えた。医療従事者へのワクチン接種が遅れ、医療機関でのクラスター発生により出勤停止となっている医療従事者が8月第2週で1,400人に上っている。医療従事者へのワクチン接種を

最優先で進めるよう市町村と医療機関に要請すること。

- 3、医療機関の感染者受け入れを増やすためには医療従事者の確保が必要であることから、潜在的医療従事者の発掘、研修を行い現場配置できる人数を増やすこと。
- 4、オミクロン株の感染でも、1日当たりの死亡者数が過去最多を記録する事態となっている。重症化リスクの判断基準はデルタ株を基本としており、オミクロン株に合わなくなっていることから、重症化リスクの判断基準の見直しを求めること。医療現場で適切な判断ができるよう、県としてリスクを判断するマニュアルを示すこと。
- 5、発熱外来ではコロナール等解熱剤等の薬剤不足が指摘されている。必要な医薬品が現場に十分届くようにすること。
- 6、コロナ治療薬の使用対象が限定されており、治療の現場で必要数が確保できず、使う人をトリアージするしかないとの声が上がっているため、不足が起きないように必要数を確保すること。また、発熱外来患者の急増で受診が困難なため、感染から5日以内の使用が有効とされるコロナ治療薬が使えない事例が生まれていることから、感染者が早期に受診できるようにすること。
- 7、自宅療養者が1日2万人を大きく超える状態が続いている。臨時の大規模医療施設の設置を含め、医療提供体制の拡充で受診、治療が受けられない患者を無くすこと。食料支援の迅速化を図ること。
- 8、県が初めて行ったコロナ感染者の後遺症調査では、調査対象となった感染者を受け入れている県内48の医療機関だけでコロナ感染から2カ月以上症状が継続している事例が108人に上ることが明らかになった。軽症でも後遺症があるケースが少なくないこと、4分の3の人がワクチン未接種であること等、今回明らかになったことを踏まえて、これらの情報発信を強めてワクチン接種の促進を図るとともに、後遺症を抱える患者の相談機関の拡充を図ること、治療の研究促進を国に求めること。
- 9、コロナ感染者を受け入れていない医療機関でコロナ感染者が発生し、病棟閉鎖に追い込まれた場合の減収補てんを行うよう国に求めること。
- 10、自らの命と隣り合わせで治療に取り組む医療従事者に対して、危険手当の増額を図ること。

（４）介護施設等社会福祉施設での減収補てん対策等について

- 1、介護施設や障がい者施設でのクラスター発生が相次いでおり、利用制限で事業所に入る報酬が大幅な減少となっている。国はクラスター発生事業所への補てん策を実施しているが、極めて不十分との声が上がっていることから、クラスター発生事業所への補助を大幅に増額すること。また、クラスターが発生していなくても利用自粛により報酬の減収が深刻となっていることから、社会福祉施設への減収補てんを行うよう国に求めること。
- 2、クラスターが発生した介護施設でショートステイを利用していた高齢者が、濃厚接触者となり施設での待機を余儀なくされた場合は、利用者負担とならないよう支援策を講じるよう国に求めること。
- 3、介護事業所で感染者が発生し医療機関での受け入れが困難な場合は、介護施設で療養者を介護せざるを得ない。通常の人員での受け入れは困難を極めていることから、体制強化の人員配置に財政支援を行うこと。

四、汚染水海洋放出の撤回を求め、原発再稼働許さず原発ゼロの実現を

(1) 原発再稼働許さず、汚染水の海洋放出より地下水抑制対策を

- 1、政府は、原発の新增設やリプレース(建て替え)はしないとの政策を大転換し、次世代型原発の建設、7基の原発の再稼働の方針を示した。柏崎刈羽原発も含まれるなど安全対策を置き去りにした原発推進は許されず、「原発ゼロ」の実現を求めること。
- 2、県は、ALPS処理水の海洋放出設備建設を認めたが、このことは設備の安全性のみならず海洋放出そのものを了解したことと同じである。海洋放出に対する漁業者・県民の反対は強く、「関係者の理解なしには、いかなる処分も行わない」との約束を守らせ、海洋放出を認めないこと。
- 3、東京電力は、海洋放出を最優先し抜本的な地下水抑制対策を後回しにしている。専門家が提案する従来土木工法による広域遮水壁と集水井の建設により、抜本的な地下水の抑制対策を実施するよう求めること。
- 4、今年3月の地震以降、新たに発生する汚染水のトリチウム濃度が上昇している。このことは、30年とされる海洋放出計画の前提を崩すものであり、東京電力に対し、早急な原因究明と海洋放出中止を求めること。
- 5、安全な廃炉実現のために、廃炉安全監視協議会によるチェックの強化、県独自の事故検証委員会を設置し事故の検証を行うこと。

(2) 被災者に寄り添った復興を

- 1、最高裁で東京電力の加害者責任と追加賠償が確定している。原賠審が先延ばしせず直ちに中間指針を見直すよう求めること。
- 2、避難地域の医療・介護の減免制度について、原発避難者は、原発事故から10年が経過してもなお経済的苦境のもとにおかれており、この制度が生活の命綱になっていることから、継続を国に求めること。
- 3、帰還困難区域の特定復興再生拠点区域外の除染について、地元自治体・住民が要望しているように帰還希望者のみでなく全域除染とするよう国に求めること。
- 4、国際研究教育機構については、大型施設建設中心、被災者置き去りの計画であり、中止を含めた見直しを国に求めること。
- 5、国家公務員宿舎に避難する区域外避難者に対して、退去と家賃支払いを求める裁判は取りやめ、1人ひとりに寄り添い、生活再建のためのあらゆる対応を行うこと。
- 6、避難12市町村への県外からの移住者には最大200万円を支給するが、避難指示区域からの避難者は対象にならないことから、帰還を望む避難者にも同様の支援を行うこと。
- 7、国は汚染土壌の処分量を減らすために再利用しようとしているが、豪雨での土砂流出やその他の要因による環境汚染も生じる恐れがあることから再利用中止を求めること。

五、豪雨災害対策、住民参加の再エネ推進と気候危機打開に本気の取り組みを

(1) 8月3日、4日に会津地方を中心に発生した大雨被害など災害対策について

- 1、8月の大雨で住家被害を受けた世帯に対し、災害救助法と同等の支援を実施すること。災害救助法の適用要件見直しを国に求めること。
- 2、西会津町奥川地区の県管理河川奥川及びその支川の護岸復旧を急ぐこと。
- 3、水田への土砂流入により収穫困難となっている農地の被害認定を現状に即して行うとと

もに、農地復旧を支援し委託農家の耕作意欲を維持できるよう支援すること。

- 4、磐梯町の町道被害は小規模も含め個所数が多いことから、全ての被害に災害復旧事業を適用すること。
- 5、8月の大雨で浸水被害を受けた喜多方市の特別養護老人ホーム「けいわ苑」では、日頃の避難訓練などが功を奏した。高齢者や障がい者など要配慮者向けの避難訓練を行う市町村を支援し、教訓を共有するなど要配慮者に対する対策を強めること。
- 6、被災者生活再建支援法の支援金上限を500万円に引き上げるよう国に求めること。
- 7、被災者の生活再建に向け、家電セットなどの支給を国に求めること。2018年の西日本豪雨では広島県が家電6製品を被災者に支給しており、本県でも実施を検討すること。
- 8、仮設住宅や借り上げ住宅として活用されているムービングハウスなど、他県での事例を参考にしながら、コミュニティを維持しながら元の生活を取り戻せる方法を検討すること。
- 9、持ち主不明の土地があり河川工事が進まない現状がある。県民の命と財産を守る観点から、河道掘削など日常的な河川管理のための維持費を十分に確保すること。
- 10、避難所施設の洋式トイレ化を進めること。また、災害時に使えるトイレ不足が指摘されており、「マンホールトイレ」などを増設すること。

(2) 気候危機打開の本気の取り組みについて

- 1、林地開発許可要件の抜本的見直し等、従来の雨量に基づく調整池等の安全対策基準を今日の線状降水帯による記録的豪雨に対応できるよう、法体系の抜本的見直しを国に求めること。
- 2、8月の大雨では二本松市にあるメガソーラー発電所で、事業者の管理不行き届きにより土砂崩れなどの被害が発生した。県として、林地開発許可後も業者を指導・監督できる条例を制定すること。
- 3、環境アセスの対象とならないメガ発電設備を含め、再生可能エネルギー推進に当たっては、地域循環型、住民参加・住民合意などを盛り込む条例を制定すること。
- 4、本県目標の2050年カーボンニュートラルを実効あるものにするために、2030年までにCO₂排出量を半減させ、本県の石炭火力発電所の廃止を求めること。
- 5、再エネ拡大のためにも、公共施設の屋根の活用を含め、民間住宅への太陽光発電設備、蓄電池システムへの補助金引き上げを行うこと。
- 6、「福島県省エネルギー住宅改修補助事業」など省エネ関連予算を増額すること。
- 7、省エネ推進に向け、ZEH（ネットゼロエネルギーハウス）、ZEB（ネットゼロエネルギービルディング）が県内にも広く普及するよう更なる支援を行うこと。
- 8、省エネ家電買い替えの補助を検討すること。
- 9、CO₂排出量の多い産業分野での省エネ、脱炭素を推進するため、技術的・財政的支援を強化すること。
- 10、県内で太陽光パネルなど再生可能エネルギーを設置している個人や民間事業所が、東北電力から売電価格が抑制され経営にも支障をきたす事例が発生している。再生可能エネルギーの買い取りを抑制しない仕組みを国・電力会社に求めること。

(3) 公共交通の維持拡充について

- 1、8月の豪雨により、喜多方市のJR磐越西線濁川橋梁が崩落、代行バスの運行が開始さ

れたが、ＪＲ東日本に早期復旧を求めること。地球温暖化対策としても大量輸送手段である鉄道インフラを大事な住民の足と位置付け、公的責任で復旧、維持できるよう国に仕組みの構築を求めること。

- 2、高齢者、障がい者などの交通弱者の足を確保し社会参加を促進するため、市町村が実施するデマンドタクシー運行やタクシー利用等への県補助を大幅に拡充するとともに、バスや電車代補助を県の制度として創設すること。

六、農林水産業の振興について

- 1、大幅な米価下落に対して県内の自治体が農家への直接支援を行ったが、県として本格的な支援を行うこと。
- 2、水田活用支払い交付金の削減方針の見直しを国に求めること。
- 3、38%まで落ち込んだ食料自給率を大幅に引き上げるよう国に求め、県も自給率向上の目標を持つこと。77万トンのミニマムアクセス米の輸入中止を国に求めること。
- 4、肥料高騰対策は、要件緩和を国に求め、すべての農業者に対応すること。また、飼料価格は例年の1.5倍になっていることから、さらなる支援を国に求め、県も支援すること。飼料の自給率向上のための支援を行うこと。
- 5、県内でも収穫直前の果樹の盗難が起きている。街灯の増設や他県で実施しているような監視カメラの設置補助を県として実施すること。
- 6、商品価値の低い傷物農産物を、家庭用に低価格で直売所や道の駅等で販売し、県民に喜ばれている。廃棄農産物の減少、農家収入確保の観点から、これら商品の流通をさらに拡大すること。
- 7、航行の安全を脅かしている漁港内の堆積土砂撤去を早急に行うこと。

七、子どもの健やかな成長と教育の充実について

- 1、学校給食費を補助している市町村は、県内の約75%に達している。今回新型コロナや原油・物価高騰対策として、県が食材高騰分に交付金を活用したことは重要で、これを契機に、県は子育て支援対策の一環として、県事業で学校給食費無償化を実施すること。
- 2、教育費の保護者負担解消に向け、県として県内市町村と県立学校の保護者負担の実態を調査し公表すること。
- 3、県立高校のエアコン燃料費は、ＰＴＡ負担を解消し、特別教室を含め全て県負担とすること。
- 4、県立高校生のタブレット端末は、非課税世帯については保護者負担が生じないよう現物給付とすること。さらに、他県の半数以上が実施しているように、全生徒へ無償貸与とすること。
- 5、誰もが申請できる給付型奨学金制度となるよう、県の制度を拡充すること。
- 6、福島県の教員の欠員数は東北最多となっており、産休・育休代替教員が手当てされない事態をみても県内の教員不足は深刻である。正規教員の大幅増員を図ること。あわせて、スクールサポートスタッフの処遇を改善し増員すること。これらにかかる教職員増員予算を増額すること。
- 7、県立高校統廃合の後期実施計画について、地域住民の理解と納得が得られない場合は中

止すること。県立高校の通学バスは、市町村に負担を求めず県予算で配備すること。

また、前期計画で実施する南会津高校と田島高校の統廃合は、地域住民や関係者の納得が得られていないことから、いったん計画を白紙に戻すこと。

- 8、特別支援学校の教室不足の早期解消に向け、既設校も含め前倒し実施すること。
- 9、ヤングケアラー対策は、ヘルパーを無料派遣するなど市町村と協力し、子どもの負担軽減に取り組むこと。
- 10、教職員のセクシャルハラスメント、パワーハラスメントは人権問題ととらえ、この背景にある競争・管理教育や教職員多忙化解消とあわせて、なくすための具体的取り組みを行うこと。教職員による児童生徒への性的暴力や体罰を根絶すること。
- 11、学校の校則について、ようやく文部科学省が12年ぶりに生徒指導提要进行を改訂するとししたが、子どもが主体となった校則の見直しを実施するよう学校現場に徹底すること。

八、ジェンダー平等を実現し、人権が尊重される県政へ

- 1、選択的夫婦別姓の早期実現、同姓婚を認める民法改正を国に求めること。
- 2、県としてパートナーシップ制度を導入し、市町村でも導入できるよう支援すること。
- 3、生理用品は、学校のトイレに無償で配備すること。公共施設等のトイレにも無償配備すること。
- 4、女性差別撤廃条約選択議定書を批准するよう国に求めること。
- 5、子宮頸がんワクチン接種については、科学的知見に基づいて、HPVワクチンのメリット・デメリットに係る情報提供を行うよう国に求めること。

以上